

「構造改革特区制度に係る提案の集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

I 規制の特例措置の提案（Ⅱ以外のもの）

1. 募集期間

平成24年10月1日（月）から平成24年10月31日（水）まで

2. 提案の主体

規制の特例措置の提案は、地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案いただけます（民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するに当たっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。）。

なお、提案の主体名は、非公表とすることもできます。

3. 提案書の記入方法

提案書の様式は、別添様式のとおりです。

具体的な記入方法については、別添記入例をご参照ください。

4. 提案書記入に当たっての留意事項

提案書の記入に当たっての留意事項は、次のとおりです。

- ① 提案のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記入すると、実現の可能性を高める上で効果的です。
 - イ. 規制改革により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。
 - ロ. どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どのような規制に変えればよいのか等を検討してください。
 - ハ. 規制改革の実現により期待される効果を記入してください。
- ② 過去に提案されたものと同様の提案を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係府省から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案をお寄せください。
 - イ. 再提案の際には、関係府省からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。

ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討ください。

過去の募集における関係府省の回答等は、ホームページ

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>) でご覧になることができます。

また、類似する過去の提案についての関係府省とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**11. 連絡先** にご相談ください。

- ③ 関係府省等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。
- ④ 単に税・財政上の支援措置を求めるものは、対象となりません。
- ⑤ 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。

予防措置(代替措置)の例

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】構造改革特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②構造改革特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

- ⑥ 提案提出後に行う関係府省との調整の過程では、関係府省から出された回答について、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。

その際には、関係府省からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示ください。

- ⑦ 規制の所在が明確ではない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、お気軽に **11. 連絡先** にご相談ください。

5. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 構造改革特区提案募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-5510-2468

<メール> toc@cas.go.jp

6. 提案書の提出方法

提案書は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

- (1) 電子メールの場合

提案書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【 toc@cas.go.jp 】まで送付してください。

なお、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-5510-2468)に確認のご連絡をいただくと幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」としてください。
(例:提案書送付 ○○町)
「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入、提案主体が個人の場合は「個人」と記入してください。
- ロ. 提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。
(例:○○町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)
「提案主体名」は、イと同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。
※ 1つの電子ファイル(様式)で15件まで提案することができます。同一提案主体が15件超の提案を行う場合は、複数の電子ファイルに分けて記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信してください。

(2) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案書2部 及び ②電子媒体一式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

① 提案書 2部

【留意事項】

- イ. 原稿サイズは、基本的に A4 サイズとして下さい。
- ロ. 全ての書類は、提案書、参考資料の順番に、ダブルクリップで綴じて下さい。
(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(CD)一式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、「提案主体名 提案名」とラベルを付してください。
(例:○○町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入、提案主体が個人の場合は「個人」と記入してください。また、「提案名」には、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。
※ 1つの電子ファイル(様式)で15件まで提案することができます。同一提案主体が15件超の提案を行う場合は、複数の電子ファイルに分けて記入してください。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」として下さい。(例:○○町 △△△基準の緩和又は□□特区)
「提案主体名」、「提案名」は、イと同様に記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存してください。

7. 募集締切

1. 募集期間 の最終日正午までに必着。ただし、下記事項にご留意ください。

(1) 電子メールの場合

1. 募集期間 最終日正午までに必着としてください。

(2) 持参の場合

1. 募集期間 の平日の 9 時 30 分から 18 時 15 分までの間に、 5. 提出先 にお越しください。

なお、募集期間最終日は正午までの受付となりますのでご注意ください。

(3) 郵送等による配達の場合

1. 募集期間 最終日正午までに必着として下さい。

※ 期限に遅れて到着した提案書や、配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案書については、受け付けられませんのでご注意下さい。

※ 期限までに提案書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承下さい。

なお、受付期間間際のご提出は、提案書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

※ 提案内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案書に連絡先(確実に連絡のとれるもの)を必ず記入して下さい。

8. 提案の取扱い

受け付けた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省と調整を行い、平成25年3月頃を目途に一定の結論を出すことを予定しています。

なお、関係府省との調整過程及び結論についてホームページ

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>) で公表します。

9. 構造改革特区制度の概要

構造改革特区制度とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。

制度の内容については、ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>)をご参照ください。また、制度について、ご不明な点等ございましたら、11. 連絡先 まで、お気軽にお問い合わせください。

10. 提案に際しての注意事項

① 提案に当たっては、実現性を高めるためにも、積極的に下記をご活用ください。

イ. 各都道府県に配置された構造改革特区制度の実務レベルの専門家である「特区エキスパート」への相談

「特区エキスパート」については、ホームページをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

ロ. 地域活性化統合事務局への相談

地域活性化統合事務局への相談には、**11. 連絡先** の電話又はメールをご利用ください。

メール相談については、相談内容を【toc@cas.go.jp】まで送付してください。

※ 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

② 認定申請と提案募集の違いについて

今回の提案募集は、構造改革特区制度における規制の特例措置の追加の新たなアイデアを募集するものです。

既存の構造改革特区制度に基づく規制の特例措置を活用する場合の構造改革特別区域計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意ください。

11. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【地域活性化統合事務局】

高杉・西・板持

(電話:03-5510-2468、 [メール:toc@cas.go.jp](mailto:toc@cas.go.jp))

Ⅱ 特定政策課題の解決に資する規制の特例措置の提案

1. 募集する提案の概要

「地域再生法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布され、地域の少子高齢化対策・低未利用資源の有効活用等の国が定める特定の政策課題に取り組む地方公共団体を重点的かつ総合的に支援する「特定地域再生制度」が創設されました。

今後、全国の地域の活性化の推進に当たっては、本法に掲げる特定政策課題の解決を重点的に進めることが重要です。その際、構造改革特区制度による規制の特例措置との一体的活用が効果的です。

ついては、平成24年度又は25年度において特定地域再生事業費補助金等の支援措置を活用する地域再生計画の申請を予定されている地方公共団体から、当該計画に関連する規制の特例措置の提案を募集します。

2. 募集期間

- (1) 平成24年度において特定地域再生補助金等の支援措置を活用する地域再生計画
に関する提案 平成24年10月1日(月)から平成24年10月19日(金)まで
- (2) 平成25年度において特定地域再生補助金等の支援措置を活用する地域再生計画
に関する提案 平成24年10月1日(月)から平成24年10月31日(水)まで

3. 提案の主体

地方公共団体

4. 提案書の記入方法

提案書の様式は、別添様式のとおりです。

具体的な記入方法については、別添記入例をご参照ください。

また、次に掲げる2点の資料を参考資料として併せて提出してください。

- ① 提案する「規制の特例措置」が、特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすこと(例えば、規制の特例措置を実現することにより特定政策課題の解決に寄与すること等)を説明する書面。(A4:1~2枚)
- ② 提案する「規制の特例措置」について、地方公共団体主催による関係者の協議が行われ、合意が得られたものであることを説明する書面。(A4:1~2枚)

この書面には、協議の主催者、参加した関係者(関係者に漏れがないことの説明を含む。)、協議の経緯、合意の内容、合意日が明記されていること。

5. 提案書記入に当たっての留意事項

提案書の記入に当たっての留意事項は、次のとおりです。

① 提案のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記入すると、実現の可能性を高める上で効果的です。

イ. 規制改革により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。

ロ. どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どのような規制に変えればよいのか等を検討してください。

ハ. 規制改革の実現により期待される効果を記入してください。

② 過去に提案されたものと同様の提案を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係府省から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案をお寄せください。

イ. 再提案の際には、関係府省からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。

ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討ください。

過去の募集における関係府省の回答等は、ホームページ

[\(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/\)](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/)でご覧になることができます。

また、類似する過去の提案についての関係府省とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**11. 連絡先** にご相談ください。

③ 関係府省等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。

④ 単に税・財政上の支援措置求めるものは、対象となりません。

⑤ 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。

予防措置(代替措置)の例

【例1】 規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】 構造改革特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②構造改革特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

⑥ 規制の所在が明確ではない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、お気軽に **11. 連絡先** にご相談ください。

6. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局 構造改革特区提案募集担当
<住所> 〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階
<電話> 03-5510-2468
<メール> toc@cas.go.jp

7. 提案書の提出方法

提案書は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールの場合

提案書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【toc@cas.go.jp】まで送付してください。

なお、到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため地域活性化統合事務局(電話 03-5510-2468)に確認のご連絡をいただくと幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」としてください。
(例:提案書送付 ○○町)

ロ. 提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。
(例:○○町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)

「提案主体名」は、イと同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。

※ 1つの電子ファイル(様式)で15件まで提案することができます。同一提案主体が15件超の提案を行う場合は、複数の電子ファイルに分けて記入してください。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信してください。

(2) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案書2部 及び ②電子媒体一式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

① 提案書 2部

【留意事項】

イ. 原稿サイズは、基本的にA4サイズとしてください。

ロ. 全ての書類は、提案書、参考資料の順番に、ダブルクリップで綴じてください。
(ホチキスや外れやすいクリップは避けてください。)

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(CD)一式

【留意事項】

イ. 電子媒体には、「提案主体名 提案名」とラベルを付してください。

(例:〇〇町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)

「提案名」は、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。

※ 1つの電子ファイル(様式)で15件まで提案することができます。同一提案主体が15件超の提案を行う場合は、複数の電子ファイルに分けて記入してください。

ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」として下さい。(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案主体名」、「提案名」は、イと同様に記入して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存してください。

8. 募集締切

2. 募集期間 の最終日正午までに必着。ただし、下記事項にご留意ください。

(1) 電子メールの場合

2. 募集期間 最終日正午までに必着としてください。

(2) 持参の場合

2. 募集期間 の平日の9時30分から18時15分までの間に、6. 提出先 にお越しください。

なお、募集期間最終日は正午までの受付となりますのでご注意ください。

(3) 郵送等による配達の場合

2. 募集期間 最終日正午までに必着としてください。

※ 期限に遅れて到着した提案書や、配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案書については、受け付けられませんのでご注意ください。

※ 期限までに提案書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承ください。

なお、受付期間間際のご提出は、提案書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

※ 提案内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案書に連絡先(確実に連絡のとれるもの)を必ず記入してください。

9. 提案の取扱い

受け付けた提案の取扱いは以下のとおりです。

① 提案提出後に行う関係府省との調整の過程では、関係府省から出された回答について、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。

その際には、関係府省からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等を

きる限りご提示ください。

- ② 特に、特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすと考えられるものについては、重点的な調整を行うことを予定しています。具体的には、11月以降、関係府省から出された回答に対し、提案主体が意見・反論等を行う場を設けることも検討しています。
- ③ 平成25年3月頃を目途に一定の結論を出すことを予定しています。
- ④ 関係府省との調整過程及び結論については、ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>) で公表します。

10. 提案に際しての注意事項

- ・ 認定申請と提案募集の違いについて

今回の提案募集は、構造改革特区制度における規制の特例措置の追加の新たなアイデアを募集するものです。

既存の構造改革特区制度に基づく規制の特例措置を活用する場合の構造改革特別区域計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意ください。

11. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先まで電話又はメールにてお問い合わせください。

【内閣官房 地域活性化統合事務局】

高杉、西、板持

(電話 03-5510-2468、[メール toc@cas.go.jp](mailto:toc@cas.go.jp))

※メール相談については、相談内容を【toc@cas.go.jp】まで送付してください。

その際に、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。